

令和5年度 医学部入学定員増について

資料 1-1

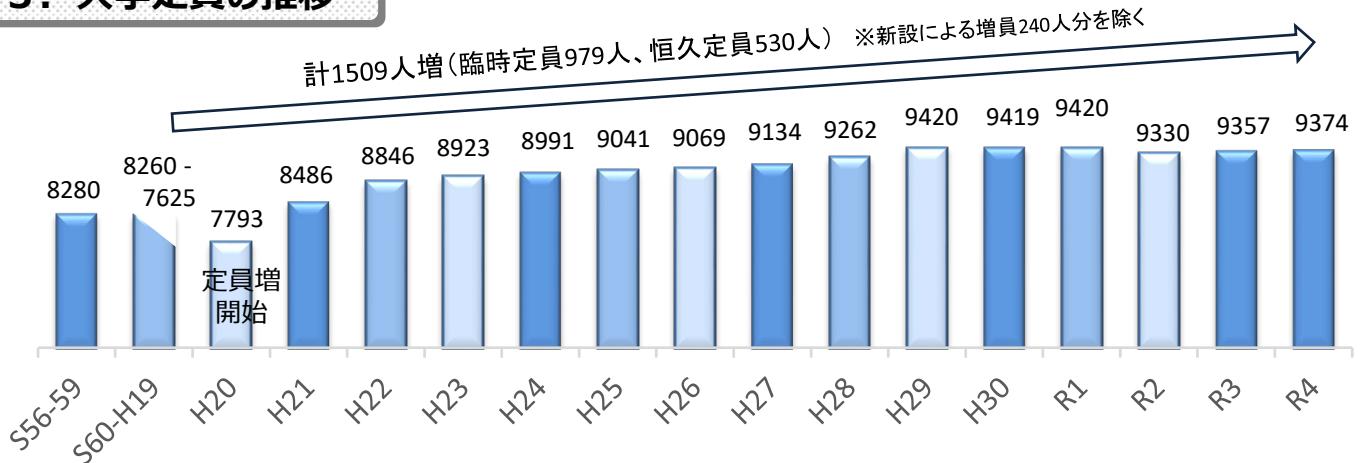
1. これまでの経緯

- 昭和57年及び平成9年の閣議決定により、医学部の入学定員を7,625人まで抑制。
- 平成18年の「新医師確保総合対策」により医師不足が深刻な都道府県（青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重）について各10人、平成19年の「緊急医師確保対策」により全都道府県について原則として各5人の入学定員を増員。これらにより、平成20年度の入学定員を7,793人に増員。
- 「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、平成21年度の入学定員を8,486人に増員。
- 平成22年度以降は、地域の医師確保等の観点から2.に示す3つの枠組みで最大9,420人まで増員。
※平成28年度に開設した東北医科大学医学部（100人）、平成29年度に開設した国際医療福祉大学医学部（140人）含む。

2. 平成22年度以降の増員の枠組み

- (1) 地域の医師確保の観点からの定員増（地域枠）※令和5年度入学定員においても措置
都道府県が都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に基づき奨学金を設け、大学が地域医療を担う意思を持つ者を選抜し、地域医療等の教育を実施。【令和4年度：908人（+20）】
- (2) 研究医養成のための定員増（研究医枠）※令和5年度入学定員においても措置
複数の大学と連携し、研究医養成の拠点を形成しようとする大学で、研究医の養成・確保に学部・大学院教育を一貫して取り組む各大学3人以内の定員増。【令和4年度：27人（±0）】
- (3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例による定員増（歯学部振替枠）※令和4年度入学定員まで歯学部を併せて有する大学が当該歯学部の入学定員を減員する場合の定員増。
【令和4年度：44人（±0）】
※括弧内は令和3年度定員数からの増減

3. 入学定員の推移



4. 増員期間

令和5年度までの間

(令和5年度は令和元年度の医学部定員総数（9,420人）を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持。)

令和5年度医学部定員増に係る方針について

○経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成30年6月15日閣議決定）抄

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（1）社会保障

（医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援）

2020年度、2021年度については、2019年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。

○令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（令和2年11月25日厚生労働省医政局長・文部科学省高等教育局長通知）抄

（1）令和4年度の医学部定員に関しては、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定する。

○令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて（令和3年10月13日厚生労働省医政局長・文部科学省高等教育局長通知）抄

（1）令和5年度の医学部総定員の考え方について

令和5年度の医学部総定員は、令和2年度から令和4年度までと同様、令和元年度の医学部総定員数（9,420人）を上限とすることとする。

（2）令和5年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて

令和4年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、歯学部振替枠を除き、令和5年度末まで1年間延長することとする。

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第一百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

文部科学大臣　末松　信介

大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
	附 則	附 則	附 則
1～3	「略」	1～3 「同上」	1～3 「同上」
4	<p>平成二十二年度以降に期間（令和十年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一〇に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合には百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>	<p>平成二十二年度以降に期間（令和九年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一〇に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合には百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>	<p>平成二十二年度以降に期間（令和九年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一〇に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合には百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

5
・ 6
「略」

5
・ 6
「同上」

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正）

第二条 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第

十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	
備考	<p>表中の「」の記載は注記である。</p>	附 則	<p>1・2 「略」</p>
	<p>3 令和五年度に令和十年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。</p> <p>4 令和五年度に令和十年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。</p>	<p>3 令和四年度に令和九年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の学部の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。</p> <p>4 令和四年度に令和九年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。</p>	<p>3 1・2 「同上」</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。